

第4章 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策の推進体制

橋本市では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、全庁的に自殺対策を推進します。また、国や県、関係機関や民間団体、企業等と連携を強化し、自殺対策における課題を明らかにし、解決に向けた事業の推進に努めます。更に、市民一人ひとりが自殺対策の担い手として、自殺対策に関心や理解を深め、身近な人の悩みに「気づき」、声をかけて相手に「寄り添い」、必要な相談先に「つなぐ」ことができるよう、本計画の周知を行います。

2 相談体制

健康問題、経済問題、家庭問題等、様々な悩み事に寄り添い、問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、相談体制の充実を図ります。また、庁内全ての窓口で相談者に寄り添った支援ができるよう、職員の対応力の向上と、迅速・確実に支援を行えるよう各課等の連携を図ります。

3 それぞれの役割について

(1) 行政の役割

住民の身近な存在として、相談窓口の充実と周知、個別支援の充実、本計画に基づく施策の実施と検証のPDCAサイクルの運営など、全庁を挙げて対策の主要な推進役を担います。

(2) 関係機関・団体の役割

自殺対策には、その背景にある複合的な要因への対策が重複する部分が多くありません。このため関係機関・団体においては、相互に緊密な情報交換を行いながら、連携した取組を進めます。

(3) 企業・事業所の役割

仕事における強いストレスや不安を抱えている従業員に対するメンタルヘルスケアの取組を一層推進し、ストレスの要因となる職場環境の改善や、うつ病の早期発見と早期治療などへの取組を進めます。

(4) 教育関係者の役割

児童・生徒の心身の健康づくりや、生きる力を高めるための教育、自殺予防のための教職員の研修等により、子どもの自殺予防の取組を進めます。

(5) 住民の役割

身近な人が悩んでいる場合に、早めに気づき、気になったら「声をかける」、「話をよく聴く」、「必要な相談先に寄り添いながらつなぐ」ことができるよう住民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深めます。

4 計画の進捗状況の確認

本計画に掲げた各事業については、実施状況の確認を行うとともに、必要に応じて事業の見直しや新たに必要な事業を実施します。